

に該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

.....
(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第37条の9 都道府県知事は、法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

.....
(指定調査機関の指定の取消し等)

第37条の10 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第115条の30第1項の指定を受けたとき。
- 二 指定調査機関が、第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定調査機関が、第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。
- 四 指定調査機関が、第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。
- 五 指定調査機関が、第37条の6第1項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
- 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第115条の33 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事

(VII)

(法第115条の33の厚生労働省令で定める事項)

<p>項で（Ⅶ）厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。</p>		<p>第140条の40 法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 調査を行った年月日二 調査を行った介護サービス事業者の名称三 調査を行った調査員の氏名 <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定調査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 指定調査機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を調査事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p>
<p>（報告等） 第115条の34 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第3項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>		
<p>（業務の休廃止等） 第115条の35 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>		
<p>（指定情報公表センターの指定） 第115条の36 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）</p>	<p>（参考）準用規定の内容</p>	<p>（Ⅷ） （法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務）</p>

に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で（Ⅷ）厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

（指定情報公表センターの指定等）
第37条の11において準用する37条の3都道府県知事は、指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、情報公表事務（法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして（⑫）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて（⑬）厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして（⑭）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうち、第5号に該当す

第140条の44 法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービス情報の報告の受理に関する事務
- 二 介護サービス情報の公表に関する事務
- 三 法第115条の30第1項の指定に係る審査に関する事務

（参考）準用規定の内容

（指定情報公表センターの指定の申請）
第140条の48において準用する第140条の35 法第115条の36第1項の指定を受けようとする者は、その公表を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 情報公表事務（法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 情報公表事務の実施の方法に関する計

る者があるとき。

(指定情報公表センターの指定の公示等)

第37条の11において準用する第37条の4 都道府県知事は、指定情報公表センターの指定をしたときは、当該指定情報公表センターの名称及び住所並びに情報公表事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

第37条の11において準用する第37条の10 都道府県知事は、指定情報公表センターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定情報公表センターに対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定情報公表センターが、不正の手段により、法第115条の36第1項の指定を受けたとき。

二 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の3第1号、第5号、第6号及び8号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。

四 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。

五 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の6第1項の認可を受けた情報公表事務規程によらないで情報公表事務を行ったとき。

六 指定情報公表センターが、情報公表事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により指定を取り消し、

画を記載した書類

十一 申請者が令第37条の11において準用する令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面

十二 公表に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十三 その他指定に関し必要と認める事項

(12)

(指定情報公表センターの指定の基準)

第140条の48において準用する第14条の36 令第37条の11において準用する令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、情報公表事務の実施の方法その他の情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

(13)

第140条の48において準用する第140条の36第2項 令第37条の11において準用する令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人 社員

二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員

三 株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

(14)

第140条の48において準用する第140条の36第3項 令第37条の11において準用する令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げ

	<p>又は情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>るものとする。 一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。 二 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。 三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。</p>
<p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p>		
<p>3 第115条の30第3項及び第115条の32から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合においてこれらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
<p>(参考) 準用規定の内容 第115条36において準用する第115条の30第3項 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき情報公表事務に係る手数料を徴収する場合においては、第115条36第1項の規定により指定情報公表センターが行う情報公表事務に係る第115条の29第1項の報告を行おうとする者に、条例で定</p>		

めるところにより、当該手数料を当該指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる。

(秘密保持義務等)

第115条36において準用する第115条の32 指定情報公表センター（その者が法人である場合にあっては、その役員。第115条の36第3項において準用する次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第115条36において準用する第115条の32第2項 指定情報公表センター及びその職員で情報公表事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第115条36において準用する第115条の33 指定情報公表センターは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表事務に関する事項で（IX）厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(IX)

（法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項）

第140条の47 法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービスの報告を受理した年月日
- 二 介護サービス情報の公表を行った年月日
- 三 指定情報公表センターの指定に係る審査に関する事項

(参考) 準用規定の内容

第140条の48において準用する第140条の40第2項 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定情報公表センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき

		<p>は、当該記録をもって、「帳簿（第140条の45に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。）への記載に代えることができる。</p> <p>第140条の48において準用する第140条の40第3項 指定情報公表センターは帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を情報公表事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p>
<p>(参考) 準用規定の内容</p> <p>(報告等)</p> <p>第115条36において準用する第115条の34 都道府県知事は、情報公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報公表センターに対し情報公表事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定情報公表センターの事務所に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>		
<p>第115条36において準用する第115条の34第2項 第24条第3項の規定は第115条の36第3項において準用する前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>		
<p>(業務の休廃止等)</p> <p>第115条36において準用する第115条の35 指定情報公表センターは、都道府県知事の許可を受けなければ、情報公表事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>		

(参考) 準用規定の内容

(指定情報公表センター)

第37条の11において準用する第37条の4第2項 指定情報公表センターは、その名称若しくは住所又は情報公表事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第37条の11において準用する第37条の4第3項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(調査の方法)

第37条の11において準用する第37条の5指定情報公表センターは、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画に従い、情報公表事務を行わなければならない。

第37条の11において準用する第37条の5第2項 第37条の11において準用する前項の計画には、情報公表事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の(㉔)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

(令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項)
(㉔)

第140条の46 令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 計画（令第37条の11において準用する令第37条の5第1項の計画をいう。）の期間

- 二 介護サービス事業者ごとの公表を行う月
- 三 報告の受理に関する事項
- 四 指定調査機関の審査に関する事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

第37条の11において準用する第37条の5

第3項 都道府県知事は、情報公表事務の方法が適当でないときは、指定情報公表センターに対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(情報公表事務規程)

第37条の11において準用する第37条の6
指定情報公表センターは、情報公表事務の開始前に、(10) 厚生労働省令で定める情報公表事務の実施に関する事項について情報公表事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第37条の11において準用する第37条の5
第2項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により認可をした情報公表事務規程が情報公表事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第37条の11において準用する第37条の8
都道府県知事は、指定情報公表センターが第37条の11において準用する第37条の3第2号から4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第37条の11において準用する第37条の9
都道府県知事は、法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(情報公表事務規程の記載事項)

(10)

第140条の45 令第37条の11において準用する令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 情報公表事務を行う時間及び休日に関する事項
二 情報公表事務を行う事務所に関する事項
三 手数料の収納の方法に関する事項
四 情報公表事務の実施の方法に関する事項
五 情報公表事務に関する帳簿（法第115条の36第3項において準用する法第115条の33に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項
六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(政令への委任)

第115条の37 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(調査員養成研修等の経過措置)

第22条 次に掲げる者は、調査員養成研修（新令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修をいう。以下この条において同じ。）この課程を修了している者とみなし、同項の規定により当該都道府県の調査員名簿（同項の調査員名簿をいう。）に登録するものとする。

- 一 この政令の施行の際限に調査員養成研修に相当する研修として都道府県知事が公示するもの（以下この号及び次号において「適格研修」という。）の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から該当適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者
- 二 この政令の施行の際限に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から該当適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

別表第1 （第140条の31、第140条の33関係） (略)

別表第2 （第140条の31、第140条の33関係） (略)

様式第13号（第140条の42関係） (略)